

令和 7 年度

市有物件の一般競争入札説明書
＜清水沢宮前町 1 6 番 5 0＞

(募集案内書)

申込受付期間

令和 7 年 7 月 2 5 日 ～ 令和 7 年 8 月 6 日

【問い合わせ先】

夕張市財政課管財係

電話 0 1 2 3 － 5 2 － 3 1 6 2 (直通)

URL : <http://www.city.yubari.lg.jp/>

Mail : ybrfm@city.yubari.lg.jp

一般競争入札売却物件リスト

物件番号	土地所在地番	地目	地積(㎡)	最低入札価格(円)
1	夕張市清水沢宮前町 1 6 番 5 0	宅地	552.99	1,250,000

<主な売却条件について>

詳細については、物件概要説明書をご覧ください。

1. 瑕疵担保責任について

売主（夕張市）は 1 年間瑕疵担保責任（地中埋設物、土壌汚染など）を負います。

2. 売買契約の要旨

①現況有姿の売買となります。なお、当該土地内に埋設管が存在した場合、撤去等は購入者で行うものとします。

また、当該撤去等により隣地等の排水の処理に支障が生じる場合は、支障を発生させないように適切な処理を行うこととし、当該処理に係る費用は購入者の負担とします。

②越境物については、売主が越境状態の解消を行いません。

③公序良俗に反する使用は禁止します。

④風俗営業等は禁止します。

⑤所有権移転登記は市が行います。

⑥所有権移転登記に係る費用は購入者の負担とします。

3. 用途地域について

当該物件は、近隣商業地域になります。

物件概要説明書

物件名称 清水沢宮前町16番50

所在地		夕張市清水沢宮前町 1 6 番 5 0					
現況地目及び面積等		宅地	5 5 2 . 9 9 m ²			工作物	なし
						立木竹	なし
登記簿記載事項		地番	1 6 番 5 0				
		地目	宅地				
		数量	5 5 2 . 9 9 m ²				
土地の形状		間口	2 8 . 1 7 m	奥行	1 9 . 5 0 m	形状	四角形
		測量状況	令和 7 年 6 月境界分筆測量実施				
接面道路の状況		東側 舗装市道（清水沢宮前中通線） 幅員 8 m					
法令に基づく制限	建 都 築 市 基 計 準 画 法 法	用途地域	近隣商業地域				
		地域・地区					
		建ぺい率	80%				
		容積率	200%				
		高度制限	なし				
		防火指定	準防火地域				
	その他						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無				
		道路後退	無				
供給処理施設の概要		供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無
		電気	接面道路配線 有				
		公営水道	接面道路配管 無				
		公共下水道	接面道路配管 無				
		都市ガス	接面道路配管 無		都市ガス未整備		
交通機関		バス	夕鉄バス「清水沢宮前町」 南西方 0.1km				
公共施設		夕張市消防本部 北方 0.2km		ゆうぱり小学校 南東方 0.6km		夕張中学校 南西方 1.4km	
参考事項	(1) 過去に防火貯水層が埋設してありましたが、現在は更地となっています。 (2) 現状有姿の状態で売却します。 (3) 夕張市が使用していた造作物の一部等、把握していない埋設物が存在している場合があります。 (4) 接面道路、交通機関、公共施設は不動産から見た位置を記載しています。 (5) 当該物件の接道には上水道管が埋設していませんので、建築物の建築の際は夕張市上下水道課と協議を行って下さい。 (6) 一定規模の建築物を建築する際は、周辺住民へ施設概要等を説明するなど住環境について配慮して下さい。						

申 し 込 み

1 申込資格

次の項目に該当する方は、お申込みいただくことができません。

ア 売買契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）

イ 破産者で復権を得ていない者

ウ 過去の市有地の申し込みにおいて、正当な理由がなく成約を締結せず、または契約内容を履行しなかった者で当該事実があった後、2年を経過していない者

エ 日本語を完全に理解できない者

※未成年や、被補佐人、被補佐人でも法定代理人の同意を得ている方は申し込みできます。

2 所有権の共有を希望される場合

共有者の添付書類を添えて申込書を連名で提出して下さい、申込終了後は、単独から共有に変更することはできませんのでご注意ください。

3 売却物件の現地確認

物件概要説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙しているものです。必ずご自分で現地や各規制を確認して下さい。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。なお、物件は現地見学が可能ですので、見学を希望される方は、事前に連絡をお願いします。

4 希望物件の資金計画

物件概要説明書の内容を把握していただき、資金計画を立てて下さい。
入札日からおよそ一ヶ月間に土地売買代金の納付をお願いします。

5 申込に必要な書類

申込書に、次の書類を添えてご提示ください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類は返却しません。

【個人が申し込む場合】

○住民票 1通 ※1・2

○印鑑登録証明書 1通

※1 住民票は「本籍」を記載したものをご用意下さい。

※ 2 外国人の場合は、住民票にかえて、外国人登録原票記載事項証明書が必要です。

【法人が申し込む場合】

○登記事項証明書 1 通 ※ 3

○印鑑登録証明書 1 通

※ 3 履歴事項証明書か、現在事項証明書をご提示下さい。

注) 添付書類は、提出日より前 4 0 日に発行されたものに限りです。

6 申込方法

提出書類を夕張市役所財政課管財係まで持参するか、郵送による方法に限りです。
郵送の場合は、令和 7 年 8 月 6 日（水）午後 5 時までの到着を有効とします。

7 申込受付期間

【受付開始】 令和 7 年 7 月 2 5 日（金）

【受付終了】 令和 7 年 8 月 6 日（金）

【受付時間】 午前 9 時～午後 5 時

8 申込先

〒 0 6 8 - 0 4 9 2

夕張市本町 4 丁目 2 番地

夕張市役所財政課管財係（市役所本庁舎 3 階 3 7 番窓口）

電話 0 1 2 3 - 5 2 - 3 1 6 2（直通） FAX 0 1 2 3 - 5 2 - 5 3 0 2

入札保証金の納付

1 入札保証金

入札希望物件について、入札予定額の 1 0 % 以上を市が発行する納付書で指定金融機関に払い込みします。

2 入札終了後の入札保証金の返還等

落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金へ充当します。
それ以外の方の入札保証金は、後日指定された金融機関（郵便局を除く。）に振込み
します。

入札

1 入札日時・場所

【入札日】 令和7年8月19日（火）

【入札時間】 午後1時30分

【入札場所】 夕張市役所財政課管財係

※入札執行開始時間の10分前までに受付を済ませるようお願いします。

2 入札参加資格証の交付

次の条件をすべて満たしている方に入札参加資格者証を交付いたします。

ア 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書を提出した方

イ 入札保証金の領収書を提出した方

ウ 入札者の代理人が参加する場合、委任状を提出した方

3 入札当日に必要な持ち物

ア 入札保証金の領収書

イ 入札書（記名押印のあるもの）

ウ 委任状（代理人が入札する場合）

4 入札

入札書は、所定の「入札書」を使用して下さい。

入札書は必要事項の記入、押印されたものが有効です。

5 無効となる入札

次の入札は無効となりますので、ご注意下さい。

ア 入札書に入札者（代理人）の記名、押印がなされていない入札

イ 金額を訂正した入札

ウ 鉛筆やシャープペンシル等の容易に訂正できる筆記用具で記入した入札

エ 入札者（代理人）が2通以上の入札をしたときはその全部の入札

- オ 入札者及び代理者がそれぞれ入札をしたときはその双方の入札
- カ 他の入札者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人として入札したときはその全部の入札
- キ 入札記載事項（入札金額、年月日及び入札者等）の漏れ、又は誤記等により内容が確認できない入札
- ク 入札に関し不正の行為をしたもの

開札・落札者の決定

- 1 開札 入札の終了後直ちに入札者及び立会人の面前で行います。
- 2 落札者の決定開札後、次の条件により決定いたします。
 - ア 有効な入札を行い、最低入札価格以上でかつ最高額で入札した方を落札者とします。
 - イ 落札者となるべき価格で入札した方が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

契約保証金の納付、契約、売買代金の納入

1 契約・契約保証金

売り主と落札者は、下記契約締結期間に契約を締結します。契約にあたり、入札保証金は契約内容（主に売買代金の納入義務）の履行を確保するため、契約保証金に充当します。なお、契約を辞退または解除することとなった場合、入札保証金又は契約保証金は市へ帰属しますので、ご注意ください。

2 契約締結期限

令和7年8月19日～令和7年8月27日

3 売買代金の支払方法

売買代金（落札金額から契約保証金（入札保証金と同額）を差し引いた残金）を市が発行する納入通知書により次の指定金融機関で一括納入していただきます。

【指定金融機関】	北洋銀行夕張支店
【収納代理金融機関】	北海道信用金庫夕張中央支店
	北海道労働金庫岩見沢支店夕張出張所

夕張市農業協同組合本所

夕張市役所又は南支所

※ 契約締結後に契約解除する場合の契約保証金は、市に帰属します。

5 契約時に必要なもの

ア 印鑑（印鑑登録印）

イ 収入印紙（印紙税法で定められた金額分）

ウ 委任状（代理人が契約行為をする場合）

6 売買代金の納入期限

契約締結日から21営業日後まで。納入期限を過ぎて納めた場合、年率14.7%の延滞金がかかりますので、ご注意下さい。

所有権移転の登記等

1 所有権の移転時期

契約された物件の所有権は、売買代金を完納したときに市から引き継がれます。

2 物件の現地立ち会いと引き渡し

落札から契約日までに、物件概要説明書の内容に相違がないか夕張市と契約者双方で現地の確認をします。

3 所有権移転登記に必要なもの次の3点が必要となります。

ア 売買代金の領収書の写し

イ 物件引受確認書

ウ 登録免許税に係る収入印紙

4 所有権移転の登記、登記済関係書類

上記の必要な書類を提出していただいた後、市が所有権移転の登記手続きを行います。

申込みから登記完了まで

一般競争入札（いっぽんきょうそうにゆうさつ）とは、**競争入札**のうち**入札**情報を公告して参加申込を募り、希望者同士で競争に付して契約者を決める方式です。

一般競争入札から所有権移転までの流れは以下のとおりです。

1 募集案内を読む

- この案内を最後までよく読んで、申込みに備えて下さい。
- 物件概要説明書を必ずご覧下さい。都市計画法や建築基準法等による制限に合致する活用方法であるか確認をした上で申込みをして下さい。
当該地区は「近隣商業地域」となります。

配布日

令和7年7月25日

～

令和7年8月6日

2 物件の確認

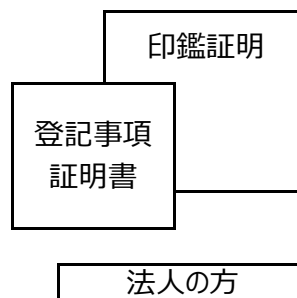
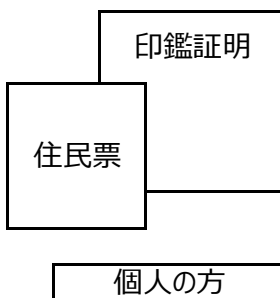
- 本募集案内の物件概要説明書をご覧のうえ、事前に現地状況の確認をお願いします。なお、物件概要説明書に記載する事項と違いがある場合は現況が優先されます。
- お申込みがあった場合のみ、現地見学会を開催いたします。

現地説明会

申込者と日程調整の上実施します。

3 申込書類を準備する

- 申込書に記入する
- 添付書類を用意する



4 申込書を提出する

- 夕張市役所 3階 財政課管財係に提出する。
- 郵便で提出する

申込受付期間

令和7年7月25日

～令和7年8月6日

午後5時まで 必着

5 入札保証金を納める

○ 入札参加者は、入札執行1時間前までに入札保証金を納めて下さい。
入札保証金は入札しようとする額の10%以上です。

○ 落札された方の入札保証金は、契約保証金に充当することが出来ます。
落札出来なかった方の入札保証金は、返還請求書により金融機関
(郵便局を除く。)へ口座振込みします。

6 入札に参加する

○ 会場受付において入札参加資格者証の交付を受け、入札を実施します。

7 契約を締結する

○ 落札者は、契約締結期限までに財政課管財係にて契約して下さい。

○ 契約の際には、入札保証金が契約保証金へ充当されます。
あらかじめ納める必要はありません。また、契約の締結を辞退した場合は
入札保証金は市に帰属します。

8 現地立合いをする、売買代金を納入する

○ 落札者と夕張市は、契約締結から売買代金の完納までの間に日時を
協議したうえで現地の立合いを行い、物件の現状を双方で確認します。

○ 売買代金は落札金額から入札保証金(契約保証金)額を差し引いた
額を納入します。

9 所有権移転登記

- 夕張市で所有権移転登記を行います。
- 所有権登記完了後、受領書を提出していただきます。

入札保証金納付期限

令和7年8月19日
入札執行前まで

納付金額(入札保証金)

入札しようとする額の10%

入札日時

令和7年8月19日
午後1時30分～

入札会場

夕張市役所4階 会議室

契約締結期限

令和7年8月19日

～

令和7年8月27日

売買代金納入期限

契約締結日から21営業日後まで

※営業日とは…地方公共団体の休日を除く日

※祝日＝土日祝日、年末年始12/31～1/5

登記済関係書類は、領収書等
の提出を受けてから10日～
14日ほどでお渡しできます。

入 札 心 得 書

(総則)

第1条 夕張市有財産の売払いに伴う一般競争入札に当たっては、市有財産の売払公告、入札心得書及び契約書案の記載事項を承知してください。また、物件資料により現地を必ず確認してください。

(入札参加申込)

第2条 入札参加希望者は、売払公告で指定した場所に、指定した期限までに、所定の入札参加申込書を提出してください。（郵送で提出するときは、期限日以前必着の配達証明郵便としてください。）

2 前項の入札参加申込書には、次の書類を添付願います。

なお、当該書類については、入札執行日前40日以内に発行されたものに限りします。

(1) 入札参加希望者が法人である場合は、法務局又は地方法務局等が商業登記法(昭和38年法律第125号)により発行した「登記事項証明書」。ただし、外国会社などの日本で登記を行っていない法人については、登記事項証明書に相当する証明書（外国語表記の場合は、日本語の翻訳文を含む。）、「印鑑登録証明書の写し」（原本）。

(2) 入札参加希望者が個人である場合は、市区町村長が発行した「住民票の写し」（原本）、「印鑑登録証明書の写し」（原本）。

(入札保証金等)

第3条 入札参加者は、入札執行前までに、次のいずれかの方法により見積もった入札金額の100分の10に相当する額以上の入札保証金を納付しなければなりません。

(1) 市の所定の納付書により、指定する金融機関での払込みによる納付（納付が確認されるまで日数を要するため、入札当日、領収証書を入札保証金受付場所に提出してください。納付を確認した上で速やかにお返しします。）

(2) 入札当日、入札保証金受付場所において現金又は入札執行地所在の銀行の振出小切手による納付（(1)により納付した場合で、追加の入札保証金がある場合も受け付けます。）

(入札)

第4条 入札参加者は所定の書式による入札書を作成し、提出しなければなりません。

2 入札参加者は入札保証金の領収証書を入札執行者に提示してください。

3 入札書には、住所、氏名を記載の上押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入してください。

4 入札書は封書の上、氏名を表記し提出してください。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人により入札に参加することができます。この場合、当該入札の執行前に、委任状を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札

書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- （1）入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- （2）入札書の記載金額を加除訂正した入札
- （3）入札書に記名押印がない入札
- （4）入札参加申込書を提出していない者のした入札
- （5）所定の入札保証金の納付をしない者のした入札
- （6）1人の入札者又はその代理人が同一事項について2件以上の入札をしたときの入札
- （7）代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- （8）入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- （9）郵便又は電報によってした入札
- （10）無権代理人がした入札
- （11）入札に関し不正の行為があった者のした入札
- （12）入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- （13）次のいずれかの要件に該当するものとして北海道警察本部（以下「道警本部」という。）

から排除要請を受けた者のした入札（入札参加申込書の提出後、道警本部に対し、確認を行うことがあります。）

ア暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ入札に付する市有財産を、落札後、暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるもの）の用に供しようとするもの

エ次のいずれかに該当するもの

（ア 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

（イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしているもの

（ウ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは

は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

(エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

オ上記アからエまでに該当するものの依頼を受けて入札に参加しようとするもの

(14) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者としします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員にくじを引かせます。

3 落札者となるべき入札者について、第7条に規定する排除要請があるか否かについて確定していない場合は、当該入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保することとします。当該落札候補者に対し排除要請が行われなかった場合は、落札候補者を落札者と決定しますが、排除要請が行われた場合は、落札候補者の入札を無効とするとともに、予定価格以上で入札した他の者（道警本部から排除要請が行われなかった者に限る。）のうち最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

(入札保証金等の返還)

第11条 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結（契約保証金納付）後に、落札者以外の者に対しては入札執行後速やかに返還手続を行います。

2 落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間は、入札保証金の返還を留保します。

3 再度入札の結果落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者が作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金等の帰属)

第13条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、市に帰属します。

(契約保証金等)

第14条 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければなりません。

(入札保証金等の充当)

第15条 落札者は、当該入札に係る入札保証金の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(契約保証金等の帰属)

第16条 契約者が当該契約に定める義務の不履行を理由に契約を解除されたときは、当該契約者が納付した契約保証金は、市に帰属します。

(入札の取りやめ等)

第17条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し又は取りやめることがあります。

(入札執行の公開)

第18条 入札の執行は公開により行います。